

令和5年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																
13	29	第1編 総則 第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 5 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>1 高速自動車国道の改築、維持、修繕及び管理</td> <td>高速自動車国道の応急対策</td> <td>被災高速自動車国道の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 6 (略) 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略) 資料 「様式・資料集」 防災関係機関等一覧 (資料8-1)	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	中日本高速道路株式会社	1 高速自動車国道の改築、維持、修繕及び管理	高速自動車国道の応急対策	被災高速自動車国道の災害復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	第1編 総則 第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 5 指定公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>1 高速道路の改築、維持、修繕及び管理</td> <td>高速道路の応急対策</td> <td>被災高速道路の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> 6 (略) 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略) 様式・資料集 第2 資料 8 防災関係機関 防災関係機関等一覧	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	中日本高速道路株式会社	1 高速道路の改築、維持、修繕及び管理	高速道路の応急対策	被災高速道路の災害復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理 表記の整理
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
中日本高速道路株式会社	1 高速自動車国道の改築、維持、修繕及び管理	高速自動車国道の応急対策	被災高速自動車国道の災害復旧																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
中日本高速道路株式会社	1 高速道路の改築、維持、修繕及び管理	高速道路の応急対策	被災高速道路の災害復旧																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
18	23	第3節 地域防災組織 2 市における防災組織 (略) 資料 「様式・資料集」 春日井市防災会議条例 (資料7-1) 春日井市防災会議運営要綱 (資料7-2) 春日井市災害対策本部条例 (資料7-3)	第3節 地域防災組織 2 市における防災組織 (略) 様式・資料集 第2 資料 7 市条例等 春日井市防災会議条例 春日井市防災会議運営要綱 春日井市災害対策本部条例	表記の整理																																
24	17	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災活動体制の整備 5 広域応援・受援体制の整備 (略)	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災活動体制の整備 5 広域応援・受援体制の整備 (略)																																	

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>2 救急・救助体制の整備 (略) 資料 「様式・資料集」 救助用資機材等 (資料3-1-1)</p> <p>3 危険物施設の予防対策 (1) (略) (2) 化学薬品等 消防本部は、学校、病院、研究所等の査察を通じ、化学薬品等の適正な保管を指導する。 (3) 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質 ア (略) イ 消防本部は、法令上必要な届出によって高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質を使用する施設の実態の把握に努める。 ウ (略) (4) (略)</p>	<p>2 救急・救助体制の整備 (略) 様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄 救助用資機材等</p> <p>3 危険物施設等の予防対策 (1) (略) (削除)</p> <p>(2) 高圧ガス及び毒物劇物等 ア (略) イ 消防本部は、消防法第9条の3に基づき、消防活動阻害物質として定められた高圧ガス、毒物劇物等を使用する施設の実態の把握に努める。 ウ (略) (3) (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
34	29	<p>第5節 応急医療体制の整備 3 医薬品等の確保 (略) 資料 「様式・資料集」 医療施設等 (資料2-4)</p>	<p>第5節 応急医療体制の整備 3 医薬品等の確保 (略) 様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等 医療施設等</p>	<p>表記の整理</p>
37	18	<p>第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 (4) 過去の災害教訓の伝承</p>	<p>第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。 (4) 過去の災害教訓の伝承</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	対策の追加
41	28	<p>第3節 自主防災組織の推進</p> <p>3 活動に対する市の支援</p> <p>(1) 技術指導の実施</p> <p>市は、自主防災組織のリーダー研修を実施し、防災活動の技術的指導及び助言を行うなど組織的活動を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」</p> <p>自主防災組織に対する防災用資器材の貸与 <u>(資料3-1-(9))</u></p>	<p>第3節 自主防災組織の推進</p> <p>3 活動に対する市の支援</p> <p>(1) 技術指導の実施</p> <p>市は、自主防災組織のリーダー研修の実施や安否確認訓練を通じ、防災活動の技術的指導及び助言を行うなど組織的活動を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>様式・資料集 <u>第2 資料 3 防災上必要な物資及び資器材の備蓄</u></p> <p>自主防災組織に対する防災用資器材の貸与</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
45	17	<p>第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策</p> <p>2 避難行動要支援者対策</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>(略)</p> <p>なお、ひとり暮らし高齢者については、民生委員に調査を依頼し、把握に努めるものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) 個別避難計画の作成等</p> <p>ア 個別避難計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域</p>	<p>第5節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策</p> <p>2 避難行動要支援者対策</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>(略)</p> <p>なお、ひとり暮らし高齢者については、民生委員に調査を依頼し、把握に努めるほか、<u>障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もあることに留意する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) 個別避難計画の作成等</p> <p>ア 個別避難計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>イ、ウ (略) (4) (略) 3～7 (略) 8 社会福祉施設等における対策 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における要援護者等の受入に関する協定書 (資料5-68)</p>	<p>の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>また、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。</u></p> <p>イ、ウ (略) (4) (略) 3～7 (略) 8 社会福祉施設等における対策 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における要援護者等の受入に関する協定書</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
54	14	<p>第7節 避難誘導等に係る計画の策定 2 浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域に関する措置 (略) 資料 「様式・資料集」 水防法第15条第1項第4号口の施設 (資料1-10) 土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設 (資料1-11)</p>	<p>第7節 避難誘導等に係る計画の策定 2 浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域に関する措置 (略) 様式・資料集 第2 資料 1 防災上注意すべき箇所 水防法第15条第1項第4号口の施設 土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設</p>	<p>表記の整理</p>
61	8	<p>第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 宅地等の安全対策 (略) 資料 「様式・資料集」 土砂災害警戒区域（土石流） (資料1-2) 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） (資料1-3) 山地災害危険地区 (資料1-4) 土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設</p>	<p>第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 宅地等の安全対策 (略) 様式・資料集 第2 資料 1 防災上注意すべき箇所 土砂災害警戒区域（土石流） 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） 山地災害危険地区 土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(土砂災害警戒区域内施設) (資料1-11)</p> <p>3 文化財の保護 (1)~(5) (略) (6) 防火・消防施設等の設置 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。</p>	<p>(土砂災害警戒区域内施設)</p> <p>3 文化財の保護 (1)~(5) (略) (6) 防火・消防施設等の設置 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置により、火災からの防ぎよを図る。</p>	表記の整理
64	3	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設 (3) 河川等 ア~カ (略) キ 水災害連携の連絡会・協議会 (ア)、(イ) (略) (追加)</p> <p>ク 洪水浸水想定区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を行う河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、洪水浸水想定区域を指定したときには、洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ(防災マップ)作成を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 市は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨</p>	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設 (3) 河川等 ア~カ (略) キ 水災害連携の連絡会・協議会 (ア)、(イ) (略) (ウ) 流域治水協議会 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策(「流域治水」)を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。</p> <p>ク 洪水浸水想定区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を行う河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、洪水浸水想定区域を指定したときには、洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ(防災マップ)作成を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 雨水出水浸水想定区域の指定 市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

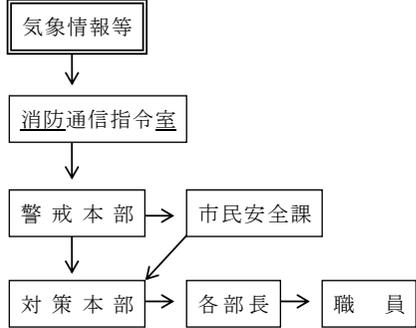
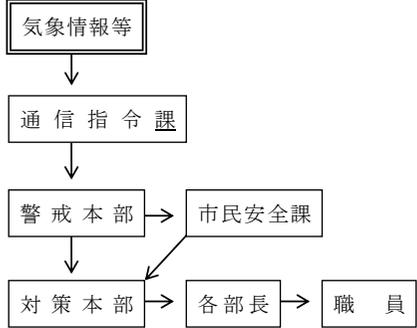
頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>コ～セ (略)</p> <p>2 都市排水対策 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 河川・ため池注意箇所 (資料1-1)</p>	<p>により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>コ～セ (略)</p> <p>2 都市排水対策 (略)</p> <p>様式・資料集 第2 資料 1 防災上注意すべき箇所 河川・ため池注意箇所</p>	表記の整理
73	15	<p>第3節 防災対策施設の整備</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(2) 指定避難所の整備</p> <p>エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるような整備に努めるものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 避難所等 (資料2-6)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>3 防災中枢機能の充実</p> <p>(1) 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間 (最低3日間) の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>第3節 防災対策施設の整備</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(2) 指定避難所の整備</p> <p>エ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるような整備に努めるものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 指定福祉避難所においては、医療的ケアを必要とする者に備え、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等 避難所等</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>3 防災中枢機能の充実</p> <p>(1) 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間 (最低3日間) の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。</u>その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
78	2	第4節 ライフライン施設	第4節 ライフライン施設	

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>3 上水道 (3) (略) <u>(追加)</u></p> <p>4 下水道 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における相互連携に関する協定 <u>(資料5-27)</u></p>	<p>3 上水道 (3) (略) (4) <u>自家発電設備等の整備 商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を 整備する。</u></p> <p>4 下水道 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における相互連携に関する協定</p>	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
79	10	<p>第4章 防災に関する調査研究 災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、その実態は地域的な特性を有している。防災に関する調査研究に当たっては、広範多岐にわたる相互の緊密な連携を図り、地域の特性に応じた総合的な体制を確立し、その効率的な推進を図る。また、これまでに実施してきた調査研究の成果を積極的に防災対策に生かしていくとともに、社会的な変化に対応できるよう、具体的な施策の推進に必要な調査研究を実施していく。さらに、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定により指定された河川について、災害危険区域及び避難場所等を具体的に示した洪水ハザードマップの活用を努める。 <u>(追加)</u></p>	<p>第4章 防災に関する調査研究 災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、その実態は地域的な特性を有している。防災に関する調査研究に当たっては、広範多岐にわたる相互の緊密な連携を図り、地域の特性に応じた総合的な体制を確立し、その効率的な推進を図る。また、これまでに実施してきた調査研究の成果を積極的に防災対策に生かしていくとともに、社会的な変化に対応できるよう、具体的な施策の推進に必要な調査研究を実施していく。さらに、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定により指定された河川について、災害危険区域及び避難場所等を具体的に示した洪水ハザードマップの活用を努める。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する災害危険区域はなし</u></p>	<p>表記の整理</p>
85	19	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 災害警戒本部 (1) 設置 ア、イ (略) ウ 警戒本部が設置されるまでの間においては、<u>消防通信指令室</u>において気象等の情報の収集を行う。 (2) 組織及び人員 ア 警戒本部は、次に掲げる部、課及び<u>室</u>の職員をもって構成する。 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 災害警戒本部 (1) 設置 ア、イ (略) ウ 警戒本部が設置されるまでの間においては、<u>通信指令課</u>において気象等の情報の収集を行う。 (2) 組織及び人員 ア 警戒本部は、次に掲げる部、課の職員をもって構成する。 (略)</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																																																
		<p>(注) 通信指令室職員は、通常の勤務体制で対応するため、輪番制から除く。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 設置及び廃止の通知 (略)</p> <p style="text-align: center;">設置及び廃止通知先</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">愛知県</td> <td>尾張県民事務所 防災安全課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災安全局 災害対策課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>春日井警察署</td> <td>警備課</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(追加)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 配備態勢等</p> <p>(1) 配備態勢 (略)</p> <p style="text-align: center;">本部配備態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th></th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>対策本部</td> <td>初動態勢</td> <td>(略)</td> <td>1、2 (略) 3 道路課は<u>管理職を含む</u>3分の2の職員 4～19 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	(略)	防災安全局 災害対策課	(略)	春日井警察署	警備課	(略)	種別		配備基準	配備要員	主な活動内容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	対策本部	初動態勢	(略)	1、2 (略) 3 道路課は <u>管理職を含む</u> 3分の2の職員 4～19 (略)	(略)	<p>(注) 通信指令課職員は、通常の勤務体制で対応するため、輪番制から除く。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>3 災害対策本部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 設置及び廃止の通知 (略)</p> <p style="text-align: center;">設置及び廃止通知先</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">愛知県</td> <td>尾張県民事務所 防災安全課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災安全局 災害対策課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>春日井警察署</td> <td>警備課</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※県への通知は県防災情報システムにより行い、システムの不調時は電話又はFAXで通知する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 配備態勢等</p> <p>(1) 配備態勢 (略)</p> <p style="text-align: center;">本部配備態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th></th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>対策本部</td> <td>初動態勢</td> <td>(略)</td> <td>1、2 (略) 3 道路課は<u>全職員</u>の3分の2 4～19 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	(略)	防災安全局 災害対策課	(略)	春日井警察署	警備課	(略)	種別		配備基準	配備要員	主な活動内容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	対策本部	初動態勢	(略)	1、2 (略) 3 道路課は <u>全職員</u> の3分の2 4～19 (略)	(略)	<p>県防災情報システムへの入力により報告していることに伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	(略)																																																		
	防災安全局 災害対策課	(略)																																																		
春日井警察署	警備課	(略)																																																		
種別		配備基準	配備要員	主な活動内容																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																
	(略)																																																			
対策本部	初動態勢	(略)	1、2 (略) 3 道路課は <u>管理職を含む</u> 3分の2の職員 4～19 (略)	(略)																																																
愛知県	尾張県民事務所 防災安全課	(略)																																																		
	防災安全局 災害対策課	(略)																																																		
春日井警察署	警備課	(略)																																																		
種別		配備基準	配備要員	主な活動内容																																																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																
	(略)																																																			
対策本部	初動態勢	(略)	1、2 (略) 3 道路課は <u>全職員</u> の3分の2 4～19 (略)	(略)																																																

頁	行	修正前					修正後					備考	
			第1次 非常配 備態勢	(略)	1、2 (略) 3 道路課は <u>管 理職を含む3 分の2の職員</u> 4 (略) 5 都市政策課、 住宅政策課、ニ ュータウン創 生課、建築指導 課は、 <u>管理職 (課長を除く)</u> 及び主査職の 半数 6～14 (略) <u>(追加)</u>			第1次 非常配 備態勢	(略)	1、2 (略) 3 道路課は <u>全職 員の3分の2</u> 4 (略) 5 都市政策課、 住宅政策課、ニ ュータウン創生 課、建築指導課 は、 <u>補佐職及び 主査職の半数</u> 6～14 (略) 15 <u>指定福祉避難 所運営班は、別 に指示する職員</u>			表記の整理
			第2次 非常配 備態勢	(略)	1、2 (略) 3 道路課は <u>管 理職を含む3 分の2の職員</u> 4～6 (略) 7 消防補助員 土のう班及び <u>技術班のうち 各当番1分隊</u> <u>(追加)</u> <u>8～10</u> <u>(追加)</u>	(略)		第2次 非常配 備態勢	(略)	1、2 (略) 3 道路課は <u>全職 員の3分の2</u> 4～6 (略) 7 消防補助員土 のう班のうち各 当番2分隊 8 <u>消防補助員技 術部等所属班の 指定職員</u> 9～11 12 <u>指定福祉避難 所運営班は、別 に指示する職員</u>	(略)		表記の整理

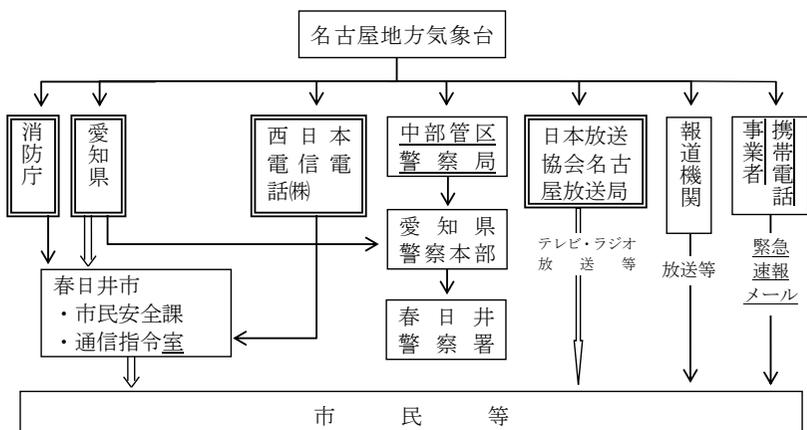
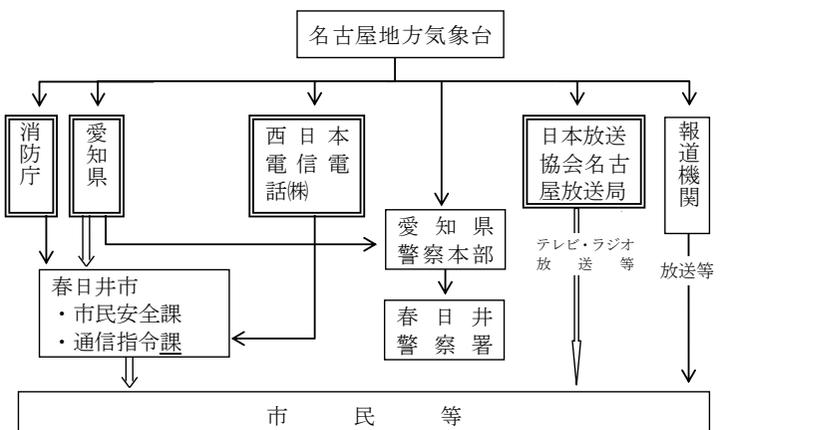
頁	行	修正前	修正後	備考																								
		<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">施設配備態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備要員</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動態勢</td> <td>(略) スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職1名</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>指定管理</td> <td>指定福祉避難所は、施設職員1名</td> </tr> <tr> <td>第1次非常配備態勢</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次非常配備態勢</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 連絡体制</p> <p>ア 勤務時間内における配備命令の連絡体制</p> <pre> graph TD A[気象情報等] --> B[消防通信指令室] A --> C[市民安全課] A --> D[警戒本部] B --> C C --> E[対策本部] E --> F[各部長] F --> G[職員] </pre>	種別	配備要員	主な活動内容	初動態勢	(略) スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職1名	(略)	指定管理	指定福祉避難所は、施設職員1名	第1次非常配備態勢	(略)	第2次非常配備態勢	(略)	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">施設配備態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備要員</th> <th>主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動態勢</td> <td>(略) 各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職1名</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>指定管理</td> <td>指定福祉避難所及び高蔵寺まなびと交流センターは、施設職員1名</td> </tr> <tr> <td>第1次非常配備態勢</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2次非常配備態勢</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 連絡体制</p> <p>ア 勤務時間内における配備命令の連絡体制</p> <pre> graph TD A[気象情報等] --> B[通信指令課] A --> C[市民安全課] A --> D[警戒本部] B --> C C --> E[対策本部] E --> F[各部長] F --> G[職員] </pre>	種別	配備要員	主な活動内容	初動態勢	(略) 各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職1名	(略)	指定管理	指定福祉避難所及び高蔵寺まなびと交流センターは、施設職員1名	第1次非常配備態勢	(略)	第2次非常配備態勢	(略)	<p>防災体制の見直しに伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>組織改正に伴う修正</p>
種別	配備要員	主な活動内容																										
初動態勢	(略) スポーツ課、各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職1名	(略)																										
指定管理	指定福祉避難所は、施設職員1名																											
第1次非常配備態勢	(略)																											
第2次非常配備態勢	(略)																											
種別	配備要員	主な活動内容																										
初動態勢	(略) 各浄化センター、配水管理事務所、少年自然の家、都市緑化植物園、文化財課の管理職1名	(略)																										
指定管理	指定福祉避難所及び高蔵寺まなびと交流センターは、施設職員1名																											
第1次非常配備態勢	(略)																											
第2次非常配備態勢	(略)																											

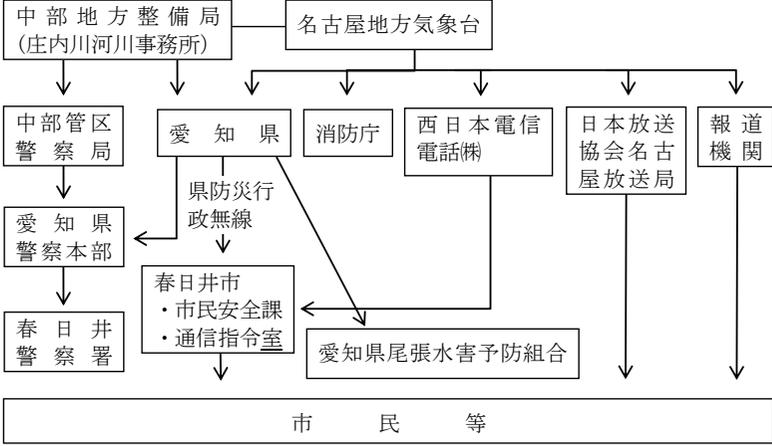
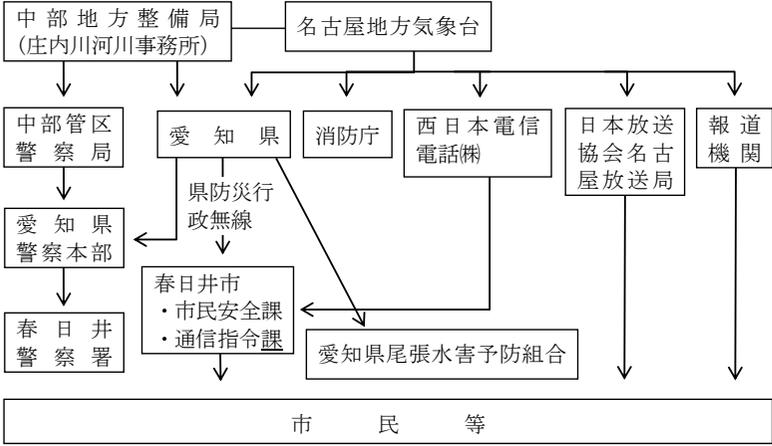
頁	行	修正前	修正後	備考																																				
		<p>イ 勤務時間外における配備命令の連絡体制</p> 	<p>イ 勤務時間外における配備命令の連絡体制</p> 																																					
97	24	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ 2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） （略） 資料 「関連」第3編第11章 災害救助法の適用 「様式・資料集」 <u>災害救助法の適用基準（資料6-2）</u> 3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局</p> <table border="1" data-bbox="271 884 1001 1362"> <thead> <tr> <th rowspan="4">市町名</th> <th rowspan="4">担当部課名</th> <th rowspan="4">住 所</th> <th rowspan="4">連絡先</th> <th>電 話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> <tr> <th>防災行政無線電話</th> </tr> <tr> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬山市</td> <td>市民部 <u>(防災監)</u> 防災交通課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話	FAX	防災行政無線電話		犬山市	市民部 <u>(防災監)</u> 防災交通課	(略)	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ 2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条） （略） <u>(削除)</u> 3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局</p> <table border="1" data-bbox="1144 884 1874 1362"> <thead> <tr> <th rowspan="4">市町名</th> <th rowspan="4">担当部課名</th> <th rowspan="4">住 所</th> <th rowspan="4">連絡先</th> <th>電 話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> <tr> <th>防災行政無線電話</th> </tr> <tr> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬山市</td> <td>市民部 防災交通課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話	FAX	防災行政無線電話		犬山市	市民部 防災交通課	(略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>														
市町名	担当部課名	住 所					連絡先	電 話																																
								FAX																																
								防災行政無線電話																																
犬山市	市民部 <u>(防災監)</u> 防災交通課	(略)	(略)	(略)																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																				
市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話																																				
				FAX																																				
				防災行政無線電話																																				
犬山市	市民部 防災交通課	(略)	(略)	(略)																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																				

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
					(略)				(略)	防災行政無線電話番号変更による修正 名称変更による修正 表記の整理
		小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799 719-2-228	小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799 719-1500	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		扶桑町	総務部 災害対策室	(略)	(略)	扶桑町	生活安全部 防災安全課	(略)	(略)	
		資料 「様式・資料集」				様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況				
		災害時における相互応援に関する協定 (資料5-1)				災害時における相互応援に関する協定				
		(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局				(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局				
		市町名	担当部課名	住 所	連絡先 電 話 FAX 防災行政 無線電話	市町名	担当部課名	住 所	連絡先 電 話 FAX 防災行政 無線電話	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799	小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3丁目1番地	0568-76-1171 0568-41-3799	

頁	行	修正前				修正後				備考
					719-2-228				719-1500	防災行政無線電話番号変更による修正 名称変更による修正 表記の整理 代表市変更による修正 表記の整理
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		東郷町	総務部 安全安心課	(略)	(略)	東郷町	総務部 地域安心課	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		資料 「様式・資料集」				様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況				
		愛知県東尾張地区における災害時相互応援に関する協定書 (資料5-19)				愛知県東尾張地区における災害時相互応援に関する協定書				
		(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和4年度は、 <u>加古川市</u> が代表市となっている。 ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 Cブロック代表市 <u>加古川市</u>				(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和5年度は、 <u>四日市市</u> が代表市となっている。 ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 Cブロック代表市 <u>四日市市</u>				
		担当課		住所	連絡先	電話		FAX		
		防災部 防災対策課		兵庫県加古川市加古川町 北在家 2000 番地	079-427-9717 079-427-3623	059-354-8119 059-350-3022				
		資料 「様式・資料集」				様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況				
		施行時特例市災害時相互応援に関する協定書 (資料5-2)				施行時特例市災害時相互応援に関する協定書				
103	29	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ				第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ				

頁	行	修正前	修正後	備考																																		
		<p>1 派遣要請の手続 (1) 要請時の必要事項 (略) 資料 「様式・資料集」 災害派遣要請依頼書 (第 31 号様式)</p> <p>(2) 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡窓口</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第 10 師団司令部</td> <td>第 3 部防衛班 加入電話 (052) 791-2191 内線 4235</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第 10 施設大隊</td> <td>第 3 科 加入電話 (0568) 81-7183 内線 232</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第 1 輸送航空隊</td> <td>防衛部 加入電話 (0568) 76-2191 内線 4032</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 派遣部隊の受入れ (略) 資料 「様式・資料集」 ヘリポート可能箇所 (資料 4-3)</p> <p>4 撤収要請 (略) 資料 「様式・資料集」 災害派遣撤収要請依頼書 (第 32 号様式)</p>	連絡先	連絡窓口		時間内	時間外	陸上自衛隊 第 10 師団司令部	第 3 部防衛班 加入電話 (052) 791-2191 内線 4235	(略)	(略)	(略)	(略)	陸上自衛隊 第 10 施設大隊	第 3 科 加入電話 (0568) 81-7183 内線 232	(略)	航空自衛隊 第 1 輸送航空隊	防衛部 加入電話 (0568) 76-2191 内線 4032	(略)	<p>1 派遣要請の手続 (1) 要請時の必要事項 (略) 様式・資料集 第 1 様式 災害派遣要請依頼書 (第 31 号様式)</p> <p>(2) 連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">連絡先</th> <th colspan="2">連絡窓口</th> </tr> <tr> <th>時間内</th> <th>時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第 10 師団司令部</td> <td>第 3 部防衛班 加入電話 (052) 791-2191 内線 4237</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第 10 施設大隊</td> <td>第 3 科 加入電話 (0568) 81-7183 内線 234</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第 1 輸送航空隊</td> <td>防衛部 加入電話 (0568) 76-2191 内線 4038</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 派遣部隊の受入れ (略) 様式・資料集 第 2 資料 4 車両の保有状況及びヘリポート可能箇所 ヘリポート可能箇所</p> <p>4 撤収要請 (略) 様式・資料集 第 1 様式 災害派遣撤収要請依頼書 (第 32 号様式)</p>	連絡先	連絡窓口		時間内	時間外	陸上自衛隊 第 10 師団司令部	第 3 部防衛班 加入電話 (052) 791-2191 内線 4237	(略)	(略)	(略)	(略)	陸上自衛隊 第 10 施設大隊	第 3 科 加入電話 (0568) 81-7183 内線 234	(略)	航空自衛隊 第 1 輸送航空隊	防衛部 加入電話 (0568) 76-2191 内線 4038	(略)	<p>表記の整理</p> <p>連絡先の修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
連絡先	連絡窓口																																					
	時間内	時間外																																				
陸上自衛隊 第 10 師団司令部	第 3 部防衛班 加入電話 (052) 791-2191 内線 4235	(略)																																				
(略)	(略)	(略)																																				
陸上自衛隊 第 10 施設大隊	第 3 科 加入電話 (0568) 81-7183 内線 232	(略)																																				
航空自衛隊 第 1 輸送航空隊	防衛部 加入電話 (0568) 76-2191 内線 4032	(略)																																				
連絡先	連絡窓口																																					
	時間内	時間外																																				
陸上自衛隊 第 10 師団司令部	第 3 部防衛班 加入電話 (052) 791-2191 内線 4237	(略)																																				
(略)	(略)	(略)																																				
陸上自衛隊 第 10 施設大隊	第 3 科 加入電話 (0568) 81-7183 内線 234	(略)																																				
航空自衛隊 第 1 輸送航空隊	防衛部 加入電話 (0568) 76-2191 内線 4038	(略)																																				
110	9	<p>第 2 章 情報の収集及び伝達 第 2 節 気象情報等の収集及び伝達 (略) なお、勤務時間外における初期の気象情報の収集活動は、消防通信指</p>	<p>第 2 章 情報の収集及び伝達 第 2 節 気象情報等の収集及び伝達 (略) なお、勤務時間外における初期の気象情報の収集活動は、通信指令課</p>	<p>組織改正に</p>																																		

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>令室が担当する。 1 気象情報 (1) 情報伝達系統 (略)</p>  <p>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 (略) (2) (略)</p>	<p>が担当する。 1 気象情報 (1) 情報伝達系統 (略)</p>  <p>(削除) (略) (2) (略)</p>	<p>伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>気象庁からの特別警報に関する緊急速報メールの配信が終了したことに伴う修正</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>2 水防情報 (1) 水防情報伝達系統 (略) ア 庄内川洪水予報</p>  <p>イ～エ (略) (2) (略) 3、4 (略) 5 その他の情報 (1) その他の気象情報 名古屋地方気象台の予警報を基にして状況判断を行う。また、市内の雨量等については、通信指令室が把握している観測データ及び株式会社ウェザーニューズ、一般財団法人河川情報センターとの専用回線による情報システムを活用する。</p>	<p>2 水防情報 (1) 水防情報伝達系統 (略) ア 庄内川洪水予報</p>  <p>イ～エ (略) (2) (略) 3、4 (略) 5 その他の情報 (1) その他の気象情報 名古屋地方気象台の予警報を基にして状況判断を行う。また、市内の雨量等については、通信指令課が把握している観測データ及び一般財団法人河川情報センターとの専用回線による情報システムを活用する。</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>
124	14	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達 3 県への報告 (2) 報告の対象となる被害、内容等 ア (略) イ 被害認定の基準は、「様式・資料集」被害認定基準(資料6-3)によるものとする。</p>	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達 3 県への報告 (2) 報告の対象となる被害、内容等 ア (略) イ 被害認定の基準は、様式・資料集 第2 資料 6 県関係要領等 被害認定基準によるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>

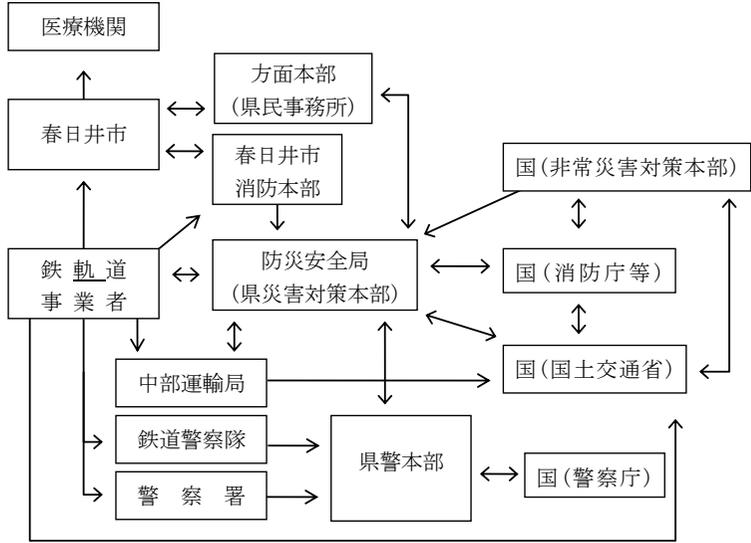
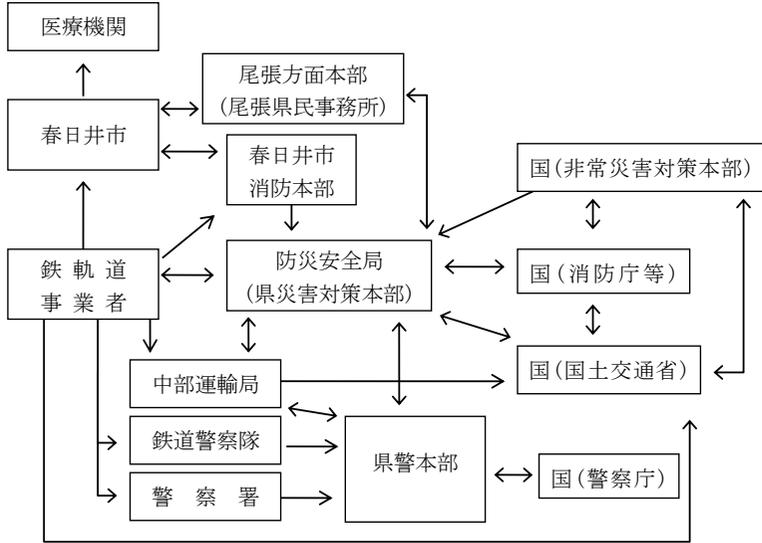
頁	行	修正前						修正後						備考								
					支援班	無線発信番号-602-1107					支援班	無線発信番号-602-1107、2211、2296										
					県民相談	無線発信番号-602-2271、2313、2522、2602					緊急物資チーム	無線発信番号-602-2271、2313										
		防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1150			無線発信番号-602-1151					防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1152		無線発信番号-602-1150								
	勤務時間外	配備場所	尾張県民事務所防災安全課 (三の丸庁舎4階)			(略)			勤務時間外	(削除)	(削除)		(略)									
		(略)	(略)	(略)					(略)	(略)												
		NTTFAX	052-951-9106							NTTFAX	052-951-9106 ※別室設置のため送信時は要連絡											
		防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2436、2437							防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2432、2436、2437											
		防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1150							防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1152											
	追加	(追加)	(追加)				E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp			その他											
		(追加)	(追加)				ファイル交換	次のシステムが利用可能 ・「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 ・愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」														
		(追加)																				
		※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。 (追加)																				
		愛知県災害対策本部への連絡先																				
			平常時	第1非常配備	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(警戒体制)	第3非常配備			平常時	第1非常配備	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(警戒体制)	第3非常配備						
			本庁舎2階 防災安全局内				自治センター6階 災害情報センター						本庁舎2階 防災安全局内				自治センター6階 災害情報センター					
	勤務時間内	NTT	052-951-3800(災害対策課) 052-951-1382(消防保安課) 052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助)				052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302~5304(総括部総括班) 内線 5306~5307(総括部渉外班) (追加) 内線 5308~5310(広報部広報班) 内線 5311~5312(情報部整理班) 内線 5313、5320~5322					勤務時間内	NTT	(削除) (削除) 052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助)				052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302~5304(総括部総括班) 内線 5306~5307(総括部渉外班) 内線 5314~5316(総括部復旧班) 内線 5308~5310(広報部広報班) 内線 5311~5312(情報部整理班) 内線 5313、5320~5322				連絡先の修正

頁	行	修正前		修正後		備考		
			(直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)	(情報部局・公共機関班) 内線 5314～5316(情報部復旧班) 内線 5317～5319(情報部方面班) 内線 5339～5340(情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班・財務会計班) 内線 5325～5327 (運用部運用班・石コン本部) (追加)	(直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)	(情報部局・公共機関班) (削除) 内線 5317～5319(情報部方面班) 内線 5339_5340(情報部調査班) 内線 5323_5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 5324(運用部財務会計班)		
		NTT FAX	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913(2階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6994(1階消防保安課内(救急・救助))	(略)	NTT FAX	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))	(略)	
		防災行政無線	600-2512(2階災害対策課内) 600-2512(災害) 600-2512(特殊災害) 600-2522(火災) 600-2522(危険物) 600-2539(救急・救助)	600-1360～1362(総括部総括班) 600-1363(総括部渉外班) (追加) 600-1364(広報部広報班) (追加) 600-1375(情報部整理班) 600-1365,1367 (情報部局・公共機関班) 600-1366(情報部方面班) 600-1322(情報部調査班) 600-1321(警察・海保連絡員) 600-1324(自衛隊連絡員)	防災行政無線	(削除) 600-2512(2階災害対策課内) 600-2512(災害) 600-2512(特殊災害) 600-2522(火災) 600-2522(危険物) 600-2539(救急・救助)	600-1360～1362(総括部総括班) 600-1363(総括部渉外班) 600-1376(総括部復旧班) 600-1364(広報部広報班) 600-1365 (情報部局・公共機関班) (削除) (削除) 600-1366(情報部方面班) 600-1322(情報部調査班) 600-1321(県警連絡員) 600-1324(自衛隊連絡員)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp	e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
131	4	第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (2) マスメディア (略) 資料 「様式・資料集」 報道機関発表用資料(第36号様式)		第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (2) マスメディア (略) 様式・資料集 第1 様式 報道機関発表用資料(第36号様式)				表記の整理
133	7	第3章 消防・救助活動		第3章 消防・救助活動				

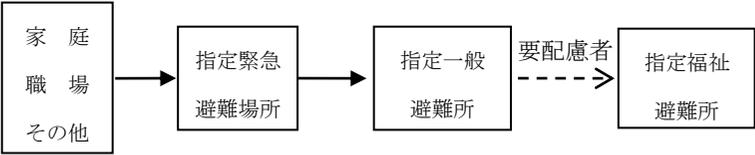
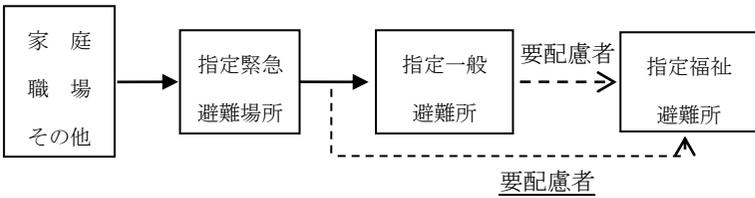
頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>第1節 消防活動</p> <p>2 異常時の消防活動</p> <p>(2) 消防巡視</p> <p>消防署及び消防署各出張所は、春日井市内の地域における雨量が次の一定の基準に達したとき又は災害の発生のおそれがあるときは、通信指令室からの一斉指令により、水防危険箇所及び危険区域の巡視を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 結果の報告</p> <p>巡視の結果は、通信指令室で取りまとめ、警戒本部又は対策本部に報告する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 航空機事故による災害対策</p> <p>(1) 情報の伝達系統</p>	<p>第1節 消防活動</p> <p>2 異常時の消防活動</p> <p>(2) 消防巡視</p> <p>消防署及び消防署各出張所は、春日井市内の地域における雨量が次の一定の基準に達したとき又は災害の発生のおそれがあるときは、通信指令課からの一斉指令により、水防危険箇所及び危険区域の巡視を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 結果の報告</p> <p>巡視の結果は、通信指令課で取りまとめ、警戒本部又は対策本部に報告する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 航空機事故による災害対策</p> <p>(1) 情報の伝達系統</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）</p> <p>名古屋飛行場管制所（航空自衛隊小牧基地）</p> <p>航空自衛隊小牧基地</p> <p>愛知県名古屋空港事務所（都市・交通局航空空港課）</p> <p>尾張中北消防指令センター （四季日井広域事務組合消防本部 小牧市消防本部 春日井市消防本部 名古屋市消防局）</p> <p>三菱重工業紳小牧南工場</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>公益社団法人愛知県医師会 → 地元医師会</p> <p>日本赤十字社愛知県支部</p> <p>救急救命センター※ ※救急救命センター 小牧市民病院 春日井市民病院 愛立行徳赤十字立川院編福名古屋医療センター 愛知医科大学病院 愛立行徳赤十字豊田医療センター編福中東病院</p> <p>航空機運航者</p> <p>国土交通省航空局</p> <p>国土交通省大阪航空局</p> <p>国土交通省大阪航空局 中部空港事務所</p> <p>陸上自衛隊第10師団</p> <p>豊山町、春日井市、小牧市、名古屋市、江南市、岩倉市、 犬山市、北名古屋市、大口町</p> <p>愛知県防災安全局</p> <p>愛知県保健医療局医務課 → DMA T指定医療機関</p> <p>一般社団法人愛知県歯科医師会</p> <p>伝達手段 —— 専用線（クラッシュホン） —— 専用線（ホットライン） —— 一般加入回線 - - - 副次ルート（県防災行政無線） - - - 自衛隊機の場合の通報</p>	<p>ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）</p> <p>名古屋飛行場管制所（航空自衛隊小牧基地）</p> <p>航空自衛隊小牧基地</p> <p>愛知県名古屋空港事務所（都市・交通局航空空港課）</p> <p>尾張中北消防指令センター （四季日井広域事務組合消防本部 小牧市消防本部 春日井市消防本部 名古屋市消防局）</p> <p>三菱重工業紳小牧南工場</p> <p>愛知県警察本部</p> <p>公益社団法人愛知県医師会 → 地元医師会</p> <p>日本赤十字社愛知県支部</p> <p>救急救命センター※ ※救急救命センター 小牧市民病院 春日井市民病院 愛立行徳赤十字立川院編福名古屋医療センター 愛知医科大学病院 愛立行徳赤十字豊田医療センター編福中東病院</p> <p>航空機運航者</p> <p>国土交通省航空局</p> <p>国土交通省大阪航空局</p> <p>国土交通省大阪航空局 関西空港事務所</p> <p>陸上自衛隊第10師団</p> <p>豊山町、春日井市、小牧市、名古屋市、江南市、岩倉市、 犬山市、北名古屋市、大口町</p> <p>愛知県防災安全局</p> <p>愛知県保健医療局医務課 → DMA T指定医療機関</p> <p>一般社団法人愛知県歯科医師会</p> <p>伝達手段 —— 専用線（クラッシュホン） —— 専用線（ホットライン） —— 一般加入回線 - - - 副次ルート（県防災行政無線） - - - 自衛隊機の場合の通報</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>イ 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） (ア) 民間航空機の場合</p> <p>(イ) (略) (2) (略) (3) 応援協力関係 (略) 資料 「様式・資料集」 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定</p>	<p>イ 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） (ア) 民間航空機の場合</p> <p>(イ) (略) (2) (略) (3) 応援協力関係 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p style="text-align: center;">(資料5-54)</p> <p>5 鉄道災害対策 (略) (1) 情報の伝達系統 (略)</p> 	<p>5 鉄道災害対策 (略) (1) 情報の伝達系統 (略)</p> 	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
145	23	<p>第2節 救助活動 1 人命救助活動 (略) 資料 「様式・資料集」 救助用資機材等 (資料3-1-(1)) 2 安否不明者・行方不明者の搜索活動 (1) 安否不明者・行方不明者の存否確認 ア・イ (略) ウ 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明者・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努め</p>	<p>第2節 救助活動 1 人命救助活動 (略) 様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資器材の備蓄 救助用資機材等 2 安否不明者・行方不明者の搜索活動 (1) 安否不明者・行方不明者の存否確認 ア・イ (略) ウ 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努め</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																														
		る。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。	る。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。																															
147	4	<p>第3節 広域応援の要請</p> <p>2 知事等への応援要請</p> <p>(2) 名古屋市消防航空隊支援要請</p> <p>災害発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ、名古屋市消防長に対して名古屋市消防航空隊の出動を要請する。</p> <p>ア 応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防局に電話等により必要な速報を行ってから、航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防長に提出する。</p> <p>イ (略)</p> <p>5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動</p> <p>(略)</p> <p>消防相互応援に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-52)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>消防相互応援協定(資料5-53)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-54)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>愛知県下高速道路における消防相互応援協定(資料5-57)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称		協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-52)	(略)	2	消防相互応援協定(資料5-53)	(略)	3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-54)	(略)	4	愛知県下高速道路における消防相互応援協定(資料5-57)	(略)	<p>第3節 広域応援の要請</p> <p>2 知事等への応援要請</p> <p>(2) 名古屋市消防航空隊支援要請</p> <p>災害発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ、名古屋市消防局長に対して名古屋市消防航空隊の出動を要請する。</p> <p>ア 応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防局に電話等により必要な速報を行ってから、航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防局長に提出する。</p> <p>イ (略)</p> <p>5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動</p> <p>(略)</p> <p>消防相互応援に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>愛知県内広域消防相互応援協定 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>消防相互応援協定 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>愛知県下高速道路における消防相互 応援協定 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称		協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定 (略)	(略)	2	消防相互応援協定 (略)	(略)	3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (略)	(略)	4	愛知県下高速道路における消防相互 応援協定 (略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
協定名称		協定機関																																
1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-52)	(略)																																
2	消防相互応援協定(資料5-53)	(略)																																
3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-54)	(略)																																
4	愛知県下高速道路における消防相互応援協定(資料5-57)	(略)																																
協定名称		協定機関																																
1	愛知県内広域消防相互応援協定 (略)	(略)																																
2	消防相互応援協定 (略)	(略)																																
3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (略)	(略)																																
4	愛知県下高速道路における消防相互 応援協定 (略)	(略)																																
156	19	<p>第5章 救援及び救護</p> <p>第1節 避難</p> <p>1 避難情報</p> <p>(6) 事前の情報提供</p> <p>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報</p>	<p>第5章 救援及び救護</p> <p>第1節 避難</p> <p>1 避難情報</p> <p>(6) 事前の情報提供</p> <p>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報</p>																															

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>また、知事は時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。</p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難誘導 (1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">避難の方法</p>  <pre> graph LR A[家庭 職場 その他] --> B[指定緊急 避難場所] B --> C[指定一般 避難所] C -.-> 要配慮者 D[指定福祉 避難所] </pre> <p>4～8 (略)</p> <p>9 避難所の集約及び解消 (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害時における一時避難施設としての施設利用に関する協定 (資料 5-28)</p>	<p>を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p> <p>また、知事は時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。</p> <p>(12)～(14) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難誘導 (1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">避難の方法</p>  <pre> graph LR A[家庭 職場 その他] --> B[指定緊急 避難場所] B --> C[指定一般 避難所] C -.-> 要配慮者 D[指定福祉 避難所] D --> 要配慮者 C </pre> <p>4～8 (略)</p> <p>9 避難所の集約及び解消 (略)</p> <p>様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における一時避難施設としての施設利用に関する協定</p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
165	4	<p>第2節 給水</p> <p>6 感染症に対する措置 (略)</p> <p><u>資料 「様式・資料集」</u></p> <p>水道災害相互応援に関する覚書 <u>(資料5-46)</u></p> <p>水道事故等による相互応援協定 <u>(資料5-47)</u></p> <p>災害時等の緊急応援給水に関する覚書 <u>(資料5-48)</u></p> <p>災害時における飲料水の供給に関する協定 <u>(資料5-49)</u></p> <p>緊急連絡管の使用に関する変更協定書 <u>(資料5-50)</u></p> <p>緊急連絡管の使用に関する協定 <u>(資料5-51)</u></p> <p>災害時における物資調達に関する協定 <u>(資料5-71、72、74~76)</u></p> <p>災害時における支援協力に関する協定 <u>(資料5-83、84、90、91)</u></p>	<p>第2節 給水</p> <p>6 感染症に対する措置 (略)</p> <p>様式・資料集 <u>第2 資料 5 協定等の締結状況</u></p> <p>水道災害相互応援に関する覚書</p> <p>水道事故等による相互応援協定</p> <p>災害時等の緊急応援給水に関する覚書</p> <p>災害時における飲料水の供給に関する協定</p> <p>緊急連絡管の使用に関する変更協定書</p> <p>緊急連絡管の使用に関する協定</p> <p>災害時における物資調達に関する協定</p> <p>災害時における支援協力に関する協定</p>	表記の整理
165	28	<p>第3節 食糧</p> <p>1 食糧の供給</p> <p>(2) 調達及び搬送</p> <p>ア 備蓄食糧</p> <p><u>指定避難所等</u>で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2 炊出し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 炊出しの方法</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>第3節 食糧</p> <p>1 食糧の供給</p> <p>(2) 調達及び搬送</p> <p>ア 備蓄食糧</p> <p><u>指定一般避難所及び指定福祉避難所</u>で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>2 炊出し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 炊出しの方法</p> <p>ア～ウ (略)</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考																				
		<p>エ 各調理場（前並・稲口・<u>白山・東部</u>）においては、施設の状況に応じ、炊出しを行う。</p> <p>オ、カ（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 食糧等の調達に関する協定（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社バローホールディングス <u>(追加)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 「様式・資料集」 <u>食品及び備蓄物資（資料3-2）</u> <u>災害時における物資調達に関する協定（資料5-70~76）</u> <u>災害時における支援協力に関する協定（資料5-82、83、85、89、90、92）</u> <u>災害救助法又は国民保護法の適用のない場合の応急用米穀の取扱要領（資料6-5）</u> <u>物品受払簿（第17号様式）</u></p>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	株式会社バローホールディングス <u>(追加)</u>		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)	(略)	<p>エ 各調理場（前並・稲口・<u>東部第1・東部第2</u>）においては、施設の状況に応じ、炊出しを行う。</p> <p>オ、カ（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 食糧等の調達に関する協定（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社バローホールディングス <u>株式会社カインズ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>株式会社ほっかほっか亭総本部</u></td> <td><u>弁当</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式・資料集 <u>第1 様式</u> <u>物品受払簿（第17号様式）</u> <u>第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄食品及び備蓄物資</u> <u>第2 資料 5 協定等の締結状況</u> <u>災害時における物資調達に関する協定</u> <u>災害時における支援協力に関する協定</u> <u>第2 資料 6 県関係要領等</u> <u>災害救助法又は国民保護法の適用のない場合の応急用米穀の取扱要領</u></p>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	株式会社バローホールディングス <u>株式会社カインズ</u>		<u>株式会社ほっかほっか亭総本部</u>	<u>弁当</u>	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>協定の締結による追加</p> <p>表記の整理</p>
協定先	協定の内容																							
(略)	(略)																							
株式会社バローホールディングス <u>(追加)</u>																								
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																							
(略)	(略)																							
協定先	協定の内容																							
(略)	(略)																							
株式会社バローホールディングス <u>株式会社カインズ</u>																								
<u>株式会社ほっかほっか亭総本部</u>	<u>弁当</u>																							
(略)	(略)																							
170	13	<p>第4節 生活必需品</p> <p>5 物資の調達に関する協定（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部薬品株式会社 <u>(追加)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 「様式・資料集」 <u>食品及び備蓄物資（資料3-2）</u></p>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	中部薬品株式会社 <u>(追加)</u>		(略)	(略)	<p>第4節 生活必需品</p> <p>5 物資の調達に関する協定（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部薬品株式会社 <u>株式会社カインズ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式・資料集 <u>第1 様式</u> <u>物品受払簿</u></p>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	中部薬品株式会社 <u>株式会社カインズ</u>		(略)	(略)	<p>協定の締結による追加</p> <p>表記の整理</p>				
協定先	協定の内容																							
(略)	(略)																							
中部薬品株式会社 <u>(追加)</u>																								
(略)	(略)																							
協定先	協定の内容																							
(略)	(略)																							
中部薬品株式会社 <u>株式会社カインズ</u>																								
(略)	(略)																							

頁	行	修正前	修正後	備考
		<u>災害時における物資調達に関する協定</u> <u>(資料5-71~78、80)</u> <u>災害時における支援協力に関する協定</u> <u>(資料5-83~86、90、91)</u> <u>物品受払簿 (第17号様式)</u>	<u>第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄</u> <u>食品及び備蓄物資</u> <u>第2 資料 5 協定等の締結状況</u> <u>災害時における物資調達に関する協定</u> <u>災害時における支援協力に関する協定</u>	
173	16	第5節 医療 4 被災者の健康管理 (略) <u>資料 「様式・資料集」</u> <u>医療施設等 (資料2-4)</u> <u>災害医療救護に関する協定</u> <u>(資料5-60)</u> <u>災害歯科医療救護に関する協定</u> <u>(資料5-61)</u> <u>災害時における医療品及び医療用品の供給</u> <u>並びに薬剤師の派遣協力に関する協定</u> <u>(資料5-62)</u> <u>春日井市と一般社団法人薬剤師医師会との</u> <u>災害時医療用医薬品の備蓄体制整備にお</u> <u>ける相互協力に関する覚書 (資料5-63)</u> <u>(追加)</u>	第5節 医療 4 被災者の健康管理 (略) <u>様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等</u> <u>医療施設等</u> <u>第2 資料 5 協定等の締結状況</u> <u>災害医療救護に関する協定</u> <u>災害歯科医療救護に関する協定</u> <u>災害時における医療品及び医療用品の供給並びに</u> <u>薬剤師の派遣協力に関する協定</u> <u>春日井市と一般社団法人薬剤師医師会との災害時</u> <u>医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に</u> <u>関する覚書</u> <u>災害時の柔道整復師救護活動に関する協定</u>	表記の整理 協定の締結 による追加
179	2	第6節 住宅の確保 5 障害物の除去の実施 (略) <u>資料 「関連」第3編第11章 災害救助法の適用</u> <u>「様式・資料集」</u> <u>災害救助法施行細則 (資料6-1)</u> <u>応急仮設住宅入居者台帳 (第23号様式)</u> <u>住宅応急修理記録簿 (第24号様式)</u>	第6節 住宅の確保 5 障害物の除去の実施 (略) <u>関連 第3編第11章 災害救助法の適用</u> <u>様式・資料集 第1 様式</u> <u>応急仮設住宅入居者台帳 (第23号様式)</u> <u>住宅応急修理記録簿 (第24号様式)</u> <u>第2 資料 6 県関係要領等</u> <u>災害救助法施行細則</u>	表記の整理
180	5	第7節 防疫 3 避難所の生活衛生管理	第7節 防疫 3 避難所の生活衛生管理	

頁	行	修正前	修正後	備考																					
		(略) 資料 「様式・資料集」 防疫用資機材 (資料 3-1-(6))	(略) 様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材備蓄 防疫用資機材	表記の整理																					
182	1	第8節 遺体の処理 8 遺体の埋火葬 (略) 資料 「様式・資料集」 遺体台帳 (第20号様式) 遺体処置・埋葬記録簿 (第22号様式)	第8節 遺体の処理 8 遺体の埋火葬 (略) 様式・資料集 第1 様式 遺体台帳 (第20号様式) 遺体処置・埋葬記録簿 (第22号様式)	表記の整理																					
182	31	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (5) 緊急通行車両の確認 (略) 緊急通行車両等確認事務担当部局 <table border="1" data-bbox="271 715 1093 823"> <thead> <tr> <th>県</th> <th colspan="3">防災安全局災害対策課、尾張県民事務所防災保安課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県公安委員会</td> <td>警察本部</td> <td>交通規制課</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察署</td> <td>交通課</td> <td>交通検問所</td> </tr> </tbody> </table> (6)、(7) (略) 資料 「様式・資料集」 要配慮者搬送用公用車 (資料 4-2) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定 (資料 5-80) 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定 (資料 5-81) 災害時における人員輸送に関する協定 (資料 5-29、30) 災害時における自動車等の提供に関する協	県	防災安全局災害対策課、尾張県民事務所防災保安課			県公安委員会	警察本部	交通規制課			警察署	交通課	交通検問所	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (5) 緊急通行車両の確認 (略) 緊急通行車両等確認申出先 <table border="1" data-bbox="1144 715 1966 963"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申出先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○市の保有する車両</td> <td>愛知県 (尾張県民事務所)</td> <td>被災状況等により、尾張県民事務所に申出で</td> </tr> <tr> <td>○市との各種協定の締結に係る機関の保有する車両</td> <td></td> <td>きないときは、例外として春日井警察署交通課へ申出を認める。</td> </tr> </tbody> </table> (6)、(7) (略) 様式・資料集 第2 資料 4 車両の保有状況及びヘリポート可能箇所 要配慮者搬送用公用車 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定 災害時における人員輸送に関する協定 災害時における自動車等の提供に関する協定	区分	申出先	備考	○市の保有する車両	愛知県 (尾張県民事務所)	被災状況等により、尾張県民事務所に申出で	○市との各種協定の締結に係る機関の保有する車両		きないときは、例外として春日井警察署交通課へ申出を認める。	災害対策基本法施行令の一部改正等により、令和5年10月1日から手続等が変更となることに伴う修正 表記の整理
県	防災安全局災害対策課、尾張県民事務所防災保安課																								
県公安委員会	警察本部	交通規制課																							
	警察署	交通課	交通検問所																						
区分	申出先	備考																							
○市の保有する車両	愛知県 (尾張県民事務所)	被災状況等により、尾張県民事務所に申出で																							
○市との各種協定の締結に係る機関の保有する車両		きないときは、例外として春日井警察署交通課へ申出を認める。																							

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>定(資料5-31、33) (追加)</p> <p>緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領(資料6-4)</p> <p>2 燃料の確保 (略) 資料 「様式・資料集」</p> <p>3 緊急航空輸送 本部事務局部は、緊急を要するときは、<u>知事を通じて自衛隊や県警、又は名古屋市消防長を通じて名古屋市消防航空隊等の航空機(ヘリコプター)の派遣を要請する。</u></p>	<p>災害時における物資等の輸送及び物資集配拠点の運営補助等に関する協定 第2 資料 6 県関係要領等 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領</p> <p>2 燃料の確保 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における物資調達に関する協定</p> <p>3 緊急航空輸送 本部事務局部は、緊急を要するときは、<u>知事に自衛隊や県警、又は名古屋市消防局長に名古屋市消防航空隊等の航空機(ヘリコプター)の派遣を要請する。</u></p>	<p>協定の締結による追加</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
187	20	<p>第6章 要配慮者対策 第1節 支援対策 4 避難行動要支援者の避難支援 (略) 資料 「様式・資料集」</p> <p>災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定書(資料5-69)</p>	<p>第6章 要配慮者対策 第1節 支援対策 4 避難行動要支援者の避難支援 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定書</p>	<p>表記の整理</p>
188	20	<p>第2節 要配慮者への対応 5 PTSDへの対応 (略) 資料 「様式・資料集」</p> <p>災害時における要援護者等の受入に関する協定(資料5-68)</p>	<p>第2節 要配慮者への対応 5 PTSDへの対応 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における要援護者等の受入に関する協定</p>	<p>表記の整理</p>
190	28	<p>第7章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 4 市庁舎等の公共施設 (略) 資料 「様式・資料集」</p>	<p>第7章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 4 市庁舎等の公共施設 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		災害時における応急対策業務に関する協定 <u>(資料5-36、38)</u>	災害時における応急対策業務に関する協定	
191	27	第2節 ライフライン 1 上水道 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 <u>(資料5-41)</u>	第2節 ライフライン 1 上水道 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における応急対策業務に関する協定	表記の整理
195	20	第8章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 1 障害物の撤去 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 <u>(資料5-40~42)</u> 2 路上放置車両等に関する措置 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 <u>(資料5-45)</u>	第8章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 1 障害物の撤去 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における応急対策業務に関する協定 2 路上放置車両等に関する措置 (略) 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時における応急対策業務に関する協定	表記の整理 表記の整理
205	5	第9章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策 4 し尿の収集・処理方法 (略) 資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備 <u>(資料2-5)</u> 災害時におけるユニットハウス等の提供に関する協定書 <u>(資料5-93)</u> ごみ処理相互応援に関する協定 <u>(資料5-94)</u> 災害時におけるフロン類の回収に関する協定 <u>(資料5-95)</u>	第9章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策 4 し尿の収集・処理方法 (略) 様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等 清掃施設・設備等 第2 資料 5 協定等の締結状況 災害時におけるユニットハウス等の提供に関する協定書 ごみ処理相互応援に関する協定 災害時におけるフロン類の回収に関する協定	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考																																																						
		第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付 (略) <u>資料 「様式・資料集」</u> 春日井市罹災証明書等交付要綱 <u>(資料7-11)</u>	第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付 (略) 様式・資料集 <u>第2 資料 7市条例等</u> 春日井市罹災証明書等交付要綱	表記の整理																																																						
217	7	第2節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金等の支給 (略) <u>資料 「様式・資料集」</u> 春日井市被災者生活再建支援金支給要綱 <u>(資料7-7)</u> 3 災害援護資金等の貸付 (1)、(2) (略) <u>資料 「様式・資料集」</u> 春日井市災害見舞金等支給条例 <u>(資料7-5)</u> 春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例 <u>(資料7-6)</u> <u>(追加)</u>	第2節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金等の支給 (略) <u>(削除)</u> 3 災害援護資金等の貸付 (1)、(2) (略) 様式・資料集 <u>第2 資料 7市条例等</u> 春日井市災害見舞金等支給条例 春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例 春日井市被災者生活再建支援金支給要綱	表記の整理 表記の整理																																																						
261	18	資料7 水こう門 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">管理責任者</th> <th rowspan="2">巡視責任者</th> <th colspan="3">排水樋門</th> <th rowspan="2">構造</th> </tr> <tr> <th>高さ(m)</th> <th>幅(m)</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>桜佐町 (内津川)</td> <td>排水樋門</td> <td>上条用 水土地 改良区</td> <td>産業部 長</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1</td> <td>鋼製電 動式ロー ラーゲート</td> </tr> </tbody> </table>	位置	名称	管理責任者	巡視責任者	排水樋門			構造	高さ(m)	幅(m)	数	(略)	桜佐町 (内津川)	排水樋門	上条用 水土地 改良区	産業部 長	1.5	1.5	1	鋼製電 動式ロー ラーゲート	資料7 水こう門 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">管理責任者</th> <th rowspan="2">巡視責任者</th> <th colspan="3">排水樋門</th> <th rowspan="2">構造</th> </tr> <tr> <th>高さ(m)</th> <th>幅(m)</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>桜佐町 (内津川)</td> <td>排水樋門</td> <td>上条用 水土地 改良区</td> <td>産業部 長</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1</td> <td>鋼製電 動式ロー ラーゲート</td> </tr> </tbody> </table>	位置	名称	管理責任者	巡視責任者	排水樋門			構造	高さ(m)	幅(m)	数	(略)	桜佐町 (内津川)	排水樋門	上条用 水土地 改良区	産業部 長	1.5	1.5	1	鋼製電 動式ロー ラーゲート															
位置	名称	管理責任者					巡視責任者	排水樋門			構造																																															
			高さ(m)	幅(m)	数																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
桜佐町 (内津川)	排水樋門	上条用 水土地 改良区	産業部 長	1.5	1.5	1	鋼製電 動式ロー ラーゲート																																																			
位置	名称	管理責任者	巡視責任者	排水樋門			構造																																																			
				高さ(m)	幅(m)	数																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
桜佐町 (内津川)	排水樋門	上条用 水土地 改良区	産業部 長	1.5	1.5	1	鋼製電 動式ロー ラーゲート																																																			

頁	行	修正前								修正後								備考
				(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)			春日井市	上下水道部長	2.5	3.5	1	ステンレス製ローラゲート	新設による追加
261	21	資料8 移動用排水ポンプ								資料8 移動用排水ポンプ								表記の整理
		区分	ポンプ内径 (mm)		エンジン (HP) 10以下		発電機 (台 (kw))		区分	ポンプ内径 (mm)		(削除)		発電機 (台 (kw))				
			100未満	100~200						100未満	100~200							
		建設部	(略)	15	13	(略)			建設部	(略)	14	(削除)	(略)					
		上下水道部		13		(略)			上下水道部		13		(略)					
		(追加)		(追加)					市民安全課		2							
		計	(略)	28	13	(略)			計	(略)	29	(削除)	(略)					
263	4	資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌 4 (略)								資料9 災害対策本部組織体制・事務分掌 4 (略)								表記の整理
		部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌				部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌								
		本部事務局部 (略)	(略)	(略)				本部事務局部 (略)	(略)	(略)								
		(略)	本部長付 部長 (略)	1 (略) (追加)				(略)	本部長付 部長 (略)	1 (略) 2 記者会見に関すること。 (報道班と協働する。)								
		(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)								
		情報管理部 (略) 総括担当者 (追加)	(追加)	(追加)				情報管理部 (略) 総括担当者 「報道班」 広報広聴課 「広報伝達班」 (削除) ◎企画政策課長 ○監査課長	「報道班」 広報広聴課	1 報道機関への対応、連絡調整及び災害広報に関すること。 2 記者会見に関すること。 (本部長付と協働する。) 3 災害情報の発信に関すること。(市ホームページ・市公式ライン、緊急情報X(旧ツイッター)、春日井駅デジタルサイネージ)								
		「広報伝達班」 ◎広報広聴課長 ○企画政策課長 議事課長																

頁	行	修正前			修正後			備考
		<u>監査課長</u> (略)	「広報伝達班」 「広報広聴課」 「企画政策課」 「議事課」 「監査課」	1 (略) 2 <u>報道機関への対応、連絡調整及び災害広報に関すること。</u> 3 <u>避難情報等の区・町内会・自治会長への電話連絡等に関すること。</u> 4 <u>開設避難所への定期的な情報伝達に関すること。</u> 5 災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 6 <u>総合相談窓口の設置に関すること。</u> 7 <u>その他広報に関すること。(追加)</u>	<u>議事課長</u> (略)	「広報伝達班」 (削除) 「企画政策課」 「監査課」 「議事課」	4 <u>総合相談窓口の設置に関すること。</u> 1 (略) 2 <u>災害情報の伝達に関すること。(音声架電システム、広報車等)</u> (削除) (削除) 3 災害に関する写真、映像等による記録に関すること。 4 <u>総合相談窓口の設置に関すること。</u> (削除) 5 <u>総合相談窓口の設置に関すること。(報道班の応援)</u>	表記の整理
		「収集整理班」 (略)	1～4 (略) 5 本部事務局、情報管理部広報伝達班、市民窓口部での情報の共有に関すること。 6 市民窓口部への情報開示に関すること。 7～9 (略)	「収集整理班」 (略)	1～4 (略) 5 本部事務局、情報管理部 <u>報道班、市民窓口部窓口班</u> での情報の共有に関すること。 6 市民窓口部 <u>窓口班</u> への情報開示に関すること。 7～9 (略)	表記の整理		
		<u>市民窓口部</u> (略) 総括担当者 「窓口班」 (略) ○ <u>市民課長</u> (略)	「窓口班」 (略) <u>市民課</u>	1 (略) 2 電話等による被害通報の受付(災害通報処理票(第14号様式)の作成)及び通報の整理、情報管理部への伝達に関すること。 3、4 (略) (追加)	<u>市民窓口部</u> (略) 総括担当者 「窓口班」 (略) ○ <u>戸籍住民課長</u> (略)	「窓口班」 (略) <u>戸籍住民課</u>	1 (略) 2 電話等による被害通報の受付(災害通報・処理票(第14号様式)の作成)及び通報の整理、情報管理部への伝達に関すること。 3、4 (略) 5 <u>葬儀業者への協力要請、調</u>	組織改正に伴う修正 表記の整理

頁	行	修正前			修正後			備考
				5 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事 6 (略)			整に関する事。 6 災害救助費関係資料の作成及び費用請求に関する事。 7 (略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		消防公安部 (略) 総括担当者 ◎消防総務課 ○消防救急課 (略) 通信指令室長 (略)	消防総務課 消防救急課 (略) 通信指令室 (略)	(略)	消防公安部 (略) 総括担当者 ◎消防救急課 ○消防総務課 (略) 通信指令課長 (略)	消防救急課 消防総務課 (略) 通信指令課 (略)	(略)	表記の整理 組織改正に伴う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		救護福祉部 (略) 総括担当者 「救護班」 (略) ○子ども政策課長 (追加)	(略) 子ども政策課 (追加) (略)	(略)	救護福祉部 (略) 総括担当者 「救護班」 (略) ○子育て推進課長 子ども家庭支援課長 (略)	(略) 子育て推進課 子ども家庭支援課 (略)	(略)	組織改正に伴う修正
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		物資供給部 部長 ◎産業部長 (追加)	経済振興課 企業活動支援課 農政課 (追加)	(略)	物資供給部 部長 ◎産業部長 ○文化スポーツ部長	経済振興課 企業活動支援課 農政課 スポーツ課	(略)	防災体制の見直しに伴う修正

頁	行	修正前			修正後			備考
		総括担当者 ◎ <u>経済振興課長</u> ○ <u>企業活動支援課長</u> 農政課長 (追加)						表記の整理
		<u>衛生部</u> (略)	(略)	1～4 (略) 5 <u>ごみ等の収集・処理業者及び葬儀業者への協力要請、調整に関すること。</u> 6～8 (略)	<u>衛生部</u> (略)	(略)	1～4 (略) 5 <u>ごみ等の収集・処理業者への協力要請、調整に関すること。</u> 6～8 (略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

